

議第108号

高山市火災予防条例の一部を改正する条例について

高山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い改正しようとする。

高山市火災予防条例の一部を改正する条例

高山市火災予防条例（平成16年高山市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第25条並びに<u>第64条第14号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第25条並びに<u>第64条第15号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気を動力源とする自動車等</u>（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第12号</u>において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備</u>（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止す</p>

(1)～(3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7)～(11) (略)

るための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2)～(4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(12) (略)

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13)・(14) (略)

2 (略)

(水素ガスを充てんする気球)

第24条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア～エ (略)

停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)・(18) (略)

2 (略)

(水素ガスを充填する気球)

第24条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ (略)

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

(1)～(13) (略)

(14)～(17) (略)

(18) 水素ガスを充てんする気球

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

(1)～(13) (略)

(14) 急速充電設備（全出力50キロワット以下  
下のものを除く。）

(15)～(18) (略)

(19) 水素ガスを充填する気球

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第18条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。